



志摩市訓令第 9 号

庁 中 一 般

志摩市服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 8 月 19 日

志摩市長 橋 爪 政 吉



志摩市服務規程の一部を改正する訓令

志摩市服務規程(平成 16 年志摩市訓令第 21 号)の一部を次のように改正する。

第 10 条第 1 項中「参考人」の次に「、被害者参加人」を加える。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。